

すというふうに言われて黙って帰ってきたわけで、市長さんの方は市内の上空飛行についてどういった状態になつてほしいんだと、たとえば当然感じだけじゃなくてデータあたりに基づいて、こうなつた方がいいんじゃないかというふうな事についてもあると思います。繁華街の上、その他……。七月十五日に申し入れたけれども、その後でも要するに駅前通りの真上を飛ぶようなことがあつて、何回もぼくは見えますし、あるわけです。そういうことに関して具体的にどう話をしていくような事はあるのかどうか。あるいはどういった状態だと田村市長さんは最善を尽くしてもらつたというふうな事に近づくような事になるのかという事についてよくわからないです。行って、どうも市内を飛ぶように繁華街を飛ばないでくだつてと言つていただけなのか、もう少し毅然とした態度で、こう、こう、こういうことは困るというお願いをしているのかどうかという事についてよくわからないです。そのあたりをもう少し聞かせてほしい。

それから一番最後のところで合成洗剤のこともできるだけ早い機会によい環境になるように努めていきたいというふうにおっしゃいましたけれども、ぼくが聞いたのは、たとえば市長さんの気持ちとして多摩川の問題や下水路の問題で、

福生が広域的に合成洗剤を追放するような事にまずは言い出すような態度があるかというふうな事を聞いた人でありまして、全体を、福生はまずは合成洗剤を追放していくから、ほかの町もしてくれというふうな感じで陣頭指揮をとるような形で気持ちを持っているかどうかという事を聞いた人です。聞き手が悪かつたように申しわけないんですけれども、そのあたりの見解だけを聞かせてもらいたいと思います。

ほかの、教育委員会には、やはり就健の日時はまだ未定だけれども、場所については市内の場所を使うという事で予算委員会のおときに何とか学校を使うという事は、要するに、ここ何ヶ月間の間にそういう状態ではなくなつたんだらうなという事、あるいは予算委員会のおときにはそういうふうになつたんだけれども、その後変わったんだらうというふうな理解をしたいと思います。

それから市の教育委員会がやるんだから、教員の組合との交渉要件ではないというふうには予算委員会のおときには言わなかった人ですが、その後、そういうふうになつたんだらうというふうな理解をしたと思います。

それから就健の内容についてはよくわかりました。

それからさらに教育委員会にだけは石けんについての機械化、単独校で田無の例々人ですけれども、やっているところもあるんですから、やはり給食センター化ということも検討しているようですし、新しい給食センターができる時にはぜひとも石けんの使える機械を導入してもらいたいということを強く要望をしたいと思います。

いま、どうも二件——米軍の問題と合成洗剤の問題だけは、田村市長に申しわけないけれども、もう少しちゃんと話を聞きたいという気があります。よろしく願います。

○市長(田村匡雄君) お答えいたします。

米軍側に申し入れて、やはり相手があることでございまして、私も申し入れてもとにかく誠意のほどを示していただきたいということになります。いま段階では申し上げられないので、とにかくよくわかったと。まだ未だで、はつきり申し上げて六月にまで七月にお会いした人でありまして、その後どういふふうにしてどうしたということははつきり言明はいたしませんでした。ただ、こういふことが日米のこういう協定があるんだということをよく申し入れたし、また申し継ぎもあったと思

うわけでございまして、そういうことの司令官を信用してそれでその場は下がったわけですが、ただ上院を飛ばす何やかやと言つても、やはり任務だということなことが言われますと、私ももう困ったことだというふうに思うというわけでございます。

それから多摩川の汚染についてですが、そのことについては、さっきも申し上げた都市下水路の議員の方から非常に強い要望が生まれまして、私もその副管理官をやっております。その方で何かいろいろと対策をとっているところでございます。お答えいたしました。

○十番(遠藤洋一君) 一番最後のことににつきましては強い要求だということでございます。だけ早い機会によい結果が出るようにがんばってほしいと思っております。

それから一番目の方は、やはり何とていってもいかなともしがたいという感じがあるわけですが、あらら六月にかかった人なら、こちら最近かかった人でありまして、いまやその辺についてはちゃんと話し合う余地はまだあるのではないかという感じがあります。ぜひ、これからは長いですが、合同委員会でも申し入れ等について強く伝えてほしい。あるいは、市の方でやはりさきさき音信で、この間も

お願いしたんですけれども、リサイクルセンターだけではなく、ほかの所にも騒音測定器をつけるような努力みたいなことをしていく中で、米軍との関係を堂々と持つてほしいと思っております。

以上です。 どうもありがとうございます。

○議長(小林菊三君) 次に十二番松山清君。

(十二番松山清君登壇)

○十二番(松山清君) 二点にあたって一般質問をさせていただきます。

第一番目は公害対策についてです。

御承知のように多摩橋下流・河川敷のゴミ焼却問題について、私は石川前市長にも一般質問で取り上げてまいりましたが、ここで田村市長に改めて一般質問をさせていたただきたいと思っております。

すでに長期間にあたって市民に迷惑を及ぼしている河川敷での野焼きについては、住民の強い要望にもかかわらず、その対策は遅々として進まず現在に至っております。付近住民は、昭和五十二年十月には四百名の署名を添えて関係機関に陳情いたしましてまいりましたが、この時点からすでに三年を経過

いたしております。住民は一日も早い解決を期待しております。田村市長におかれましてはいかようにお考えになっておられるのか、御答弁をお願いいたします。二つ目には都の最終答申についてであります。

都の財政再建委員会の最終答申に基づき、東京都におきましては、この具体化のための検討が進められております。特に都・市町村検討委員会においての検討におきましては、市町村、また市民に対して大きな影響を及ぼす問題が検討されておると聞いておりますが、これらのことにつきましての経過、市の対応についてお考えをお尋ねいたします。

以上簡単ですが、二点の一般質問をさせていただきます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 松山議員さんの質問にお答えいたします。

公害対策でございまして、多摩橋下流・河川敷のゴミ焼却問題につきましては大変に御迷惑をおかけしているところでございますが、この問題は長年大変むずかしい問題でございまして、建設省、多摩公害事務所、秋川市と関係機関とも十分に協議をし、解決のため今後とも努めたい

くつもりでございます。

部の最終答申についてでございますけれども、部の最終答申につきましてはその後の経過と市の対応策につきまして御答弁申し上げます。

最終答申につきましては、去る七月三十日に開催されました部と市町村で組織されております部・市町村検討委員会の中で高率補助金の再検討、部立保育所の事務事業の移管などにつきまして部側の考えが抽象的に示されました。これを受けまして部・市長会では去る九月三日、部に対して最終答申につきまして、行政水準の低下を果さぬように十分配慮すること、財政力の弱い市町村に対する十分な救済措置をとること、高率補助の見直しについては、これら事業の多くは部の施策として行われたものであります。こうした点を十分に検討されることを等を主な内容として、昭和五十六年度部予算編成に対して要望書を提出いたしました。市といたしましては部の予算編成に向けて市長会を通じ強かに運動を今後も続けてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたしました。

○十二番(松山清君) では自席から再質問させていただきます。

むずかしい問題だからこそ、第一番目の野焼の件については、むずかしい問題であるから確かにいままです時間がかかったんだろうと思うんです。そういう点で、答弁は今後とも努力していく決意であるという市長のお考えのそれはわかります。だとすれば、すでに長期間にわたって、きょう、さよう、この問題が起きたわけではなくて、先ほども私が最初の質問で申しましたように、すでに住民が四百名からの署名を添えて福生市の関係機関なんかに陳情してからも三年。それから、こういう問題を議会で一般質問をされてからも、もうすでに最初の質問から五年以上経過しているわけです。こういう期間が現時点にあるわけです。この問題について前からもいろいろ取り上げられてまいりました。そうしますとほとんど、では、いまの答弁ですと担当の方からも特別答弁がなかったんで事態の進展については全くないというふうに考えてよろしいんですか。そういう事態なんですか。この数年間ほとんど進展がないというふうな状況なんですか。それとも、さうではないわけでしょう。一定の状況というのはあるんじゃないかと思うんですが、その辺をひとつお聞かせいたいただきたいと

思ひます。

それと今後努力されていくわけですが、その辺の見通しについてはどうな
ですか。これもまた必ずするとは何年もいくような状況なのか。たとえば、ある
時点ではやはり一定のよう対策をとりながら、そういう市長会とかいろいろな
方法があるかと思うんですが、そういうことも一つの方法として考えられると思
うんですが、そういう手も、検討といえますか。考えられないのかどうか。そうい
う点について見解をお聞きしたいと思います。

それから二番目の最終答申の問題ですが、市長会を通じていろいろ
意見を挙げていくことについて、これは一つの方法なんだろうと私は思ひます。
です。すべて市長会にお任せということではないはずだろうと思ひます。いつ
の時点から市長会がそういう三多摩二十六市の各市町村の動きを拘束
したというような話は、そういう組織ではないはずで、市長会から当然、
一つはそういう意見を挙げていくというのは、これは一つの大きな効果もあるだろ
うと思ひます。

それで当市が、福生市の市長も市長会一本やりと、市長会で決まればも

うやむを得ないというふうなお話なんです。決してそうじゃないんだろうと思
ひます。たとえば保育所なんか、都の方は、いま抽象的ですが、本
来市町村がやるべき内容だというふうなことでリストに挙げておられますけ
れども、当市には都立保育料の、二園ありますね。これが約一億円が平均
すれば経費がかかるわけです。現在、都が持っているわけです。こういうものの移
管というふうなものもこれは今後出てくると思ひます。決して、都は最初か
らそれを具体的に言いませんよ。しかし、実際検討委員会でもリスト
にいろいろ挙げていくわけです。

それから高率補助の問題もいろいろ十幾つ、すでに五十五年度でカットして
さらに残っているのが十五項目ぐらいですが、いろいろ挙げています。これはやらな
かったら何も補助をカットするつもりでなかったら何も挙げる必要ないわけです
からね、実際に、そういう方向としてはカットしていくと、市町村に移管して
いくという方向があるから検討している人であって、ですから、これを特に都、市
町村検討委員会に当市に入ってもらえないだけに相当この問題について注意し
ながら見ていく必要があると思ひます。それで、やはり時期を逸すること

なく、こういうところに入っている市とか市長会、都に本当に積極的に働きかけていかないとえらい財政負担を市だけがかぶってしまう。もっとも福生市だけじゃないですけども、二十六市がかぶってしまうというおそれがある、もうこれははっきりしているんですね、方向としては。それだけに単に二十六市市長会というだけに運動をしぼるのではなくて、福生市もそれと同時にいろいろな問題で都に働きかけをしていただきたいと思います。市独自の問題もあるわけです。その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(小林菊三君) 十一時五十分まで休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午前十一時九分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(田村匡雄君) 自席から御答弁申し上げますが、公害対策でございますけれども、確かに松山議員さんのおっしゃるとおり、非常に長くかつおりにまして、成果がない人ではないかというふうなお話でございますけれども、大変この問

題は、御存じのように煙等も少なくなつてまいりました、職員等の努力がある程度実った人ではないかというふうに思うわけですが、いろいろな公害事務所、それから建設省、秋川市等の関係につきましては詳しく部長から御報告いたしますのでお聞き取りいただきたいと思います。

それから都の最終答申でございますけれども、これも私も市の独自でいろいろ運動した人でございすけれども、特に保育園の関係だと思ふわけでございますけれども、これも都の市長会の方で一括で一応話してからというふうな話が参りましたので、この件についても担当の部長から詳しく報告いたしますので、お聞き取りいただきたいと思います。

○市民部長(生子国利君) ただいまの市長の答弁に補足いたしまして、内容的に説明申し上げます。

実は昨年から多摩川河川地区不法占拠対策協議会というものをつくりました、不法占拠に対する対応策ができたわけですが、その後本年に入りましてやはり公害の立場からこれらをやっているというじゃないかという一つの考えがあります。実は多摩川河川敷野焼き対策会議というものを秋川市、ヤ

れから多摩に公害事務所、福生市ともどもこれを構成いたしました。この開催が四回を当初としたし、すでに七回ばかり開催しております。

この目的というところは東京都の公害防止条例第五十二条の対策として位置づけまして、これは大量に燃焼するとか、そういったものの公害措置でございしますが、この条例をもとに河川不法占拠とは別途にこれによって指導していく、あるいはそれに対する処分をしていくというふうな協議が整いまして、その後これらに対する措置としてはやはり原因をつまななければならぬわけですね。そういうことについて立ち入り検査をすでに十一回行っております。これは非常に夜間における立ち入りもやりまして、それから昼間における立ち入り、そういうふうなことが最近個人から一応焼却はやめろというふうな文書はいただいておるわけですが、これは福生市にたいしたわけじゃなくて、行政区域が秋川市でございしますので、秋川市の方から警告告を三回発しております。

現在、先ほど市長が申し上げたとおりですが、最近少なくなっております。そういう意味で自衛用はかなりしておるようではございますが、今後まだこれから大量に燃焼するというような場合がありますれば次の段階をとる必要があるんじゃないか。

その方法としては停止命令、あるいは警告発という段階になります。これは公害防止条例の方からの対応でございまして、不法占拠とは別な考え方ではございます。不法占拠の方につきましては、これは別な建設省の問題で、建設省としても対応としていくんじゃないかと思っております。

市側としてはやはり住民の公害というものを重点に置きますして、この公害だけを処置すればある程度解決するんだというふうに考えておりますして、そこで先ほど申し上げた対策協議でそういう処置をしております。

以上が現況でございますして、今後さらに努力してその解決をしていきたいというふうに考えております。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 財政再建委員会の答申に基づきまして、東京都はこれに対する考え方をまだ具体的には提示をいたしておりません。先ほど市長から答弁がありましたように、七月三十一日に一応の話がございましたが、現在のところ具体的にこれをどうというふうなことはございせん。しかし、市町村側といましてはそれに先駆けまして、補助金の削減等行わないよう要望するというところで各市町村ごとに要望事項をまとめまして、それでこれを市長会で取りま

とめて東京部の方に九月三日だったと思いますが提出をいたしております。

それで部の財政再建委員会が示しました内容というのはほとんどが各市町村共通の問題でございます。ごく一部、たとえば事務事業の移管等においては保育所の移管というふうなことがありまして、保育所については個別の市町村の問題でございますが、ほとんどは都下市町村共通する問題でございますので、これは共通して運動した方がより効果的であり、よりよい方法であると思いますので、これらについては等分していくべきだと思います。保育所の移管の問題、これは事務事業の移管の中では申ししておりますけれども、東京部はこれについて現在まだ移管をしますとは言っておりません。市町村と協議をいたしますということになっております。これは移管を前提とした協議だとは思いますが、これについてもまだ具体的に市町村側に提示はしてございません。ただ内容的にはすでにどういう形で来るか、現在どうであるか、もし来たとすればどういう問題が起るかということについては市役所内部では検討いたしております。それらの経過を踏まえまして、保育所の方につきましては独自に当局と交渉を図っていくたいと思っております。

○十二番(松山清君) 部長の方から第一番目の問題で、最近の経過について話が合ったんですけれども、先に出していた方の方がよかったんですけれども、そうしますと、さう言いましたように東京部の公害防止条例第五十二条ですが、「何人も、ゴミ、いおう、ピッチ、皮革その他の燃焼の際著しい煙、有害ガス若しくは悪臭を発生するおそれのある物を燃焼させ、又は屋外において大量に物を燃焼させなければならぬ」というのを今回初めてこれを適用させようということをやりましたわけですね。

この第五十二条については私も、この条項を適用でうるんじゃないかということで大分前からこれは言うてたんですね。それがやうなことになるべくこの問題を出してやろうというふうなことになるわけで、大分時間はたったんですけれども、これは第五十二条の適用ということをやりますということは遅いと。本音におくれましてたわけですねども、それをやり出したわけなので、それはいいと思うんです。

しかうば、これでもっていろいろ警告とか立ち入り調査とかをやり出していろいろわけですけれども、ずばり聞きたいんですが、解決の見通しは持っておられるんですかどうが、そこだけお聞きしたい。まあそろそろまた多少煙が少なくなってきたからというよ

うなことで気を緩めるとまたずるずるいつてしまうというのがもういままでの経過だ
ろうと思います。

それと、先ほど確かにいう、あそこが一生懸命やっておられる方のその事情と
いうのはいろいろ市として違ふような雰囲気もあると思うんですが、焼却をやめる
と、いろいろな文書を差し入れたというのは、いま初めてじゃないわけですね。これは
何回も恐らく焼却を何月何日付でやめますという様なことを何回も出して
いるわけですよね。ですから、こういう様な、いま入れても余り果たして、経過が
経過ですから、これをすぐのみにするということや、なことは非常に危険だろうと
思います。それについては解決に当たって、いく、秋川、福生、多摩公害事務
所、この三者が、係がそれぞれへ行つてやつておられるんですけれども、完全に解決
する人だ、という見通しを持っておられるかどうか。その点だけひとつお聞かせいた
だきたいと思ひます。

また最終答申の方の問題なんですけれども、確かに、言われたように部下
市町村にかなり強烈なものが出されてきているわけですが、そういうよう
な中で市に保育所の問題、人からは西多摩の関係、人からは多摩川関係、

れども、そういうことで市独自の考えを打ち出してやっていた、だいたいと思ひます。
いずれにしても、窓口は確かに東京都の関係では市長会というところに窓口
としてやつていくわけですが、これも市長会に対して、ではかなり、前回六月の
議会のときもそういう答弁をいただいたわけですが。市長会を通じて強力な運
動を今後継続してまいりたい。それから市長会で共同歩調をとつて、いく
ことは最もよい方法だ、というふうに考えておられる、ということであつて、福生の
この時点と変わつていない。これが基本方針になつて、いる人だろうと思ひます。
けれども、市長会に対して、では市としての働きかけは、どう、どうにやつてこ
られているわけですか。いわゆる東京都に対する要求、ということ、予算要
求的なものを出しておられるわけですが、その程度で終つて、いるわけ
ですか。私はこの市長会では具体的に福生市はどういう発言をしてきた
のか、というのを聞きしたいと思ひます。市長会を通じて働きかけ
をするという点で、たびたび、六月以降も開かれて、いるだろうし、また、そうい
う意味で開かれて、いると思うんですが、その間に福生市の特におっしゃるよう
に財政基盤が脆弱だ、というのを口ぐせのようになつて、おっしゃっているわけですが、

ども、そういうことも含めて、どのように市長会に対して意見を挙げていきたいのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 今回は特に都の財政再建委員会の答申というふうなことでござりますので、その辺に重点を置きまして内部からそれぞれの要望事項、来年度予算に対する要望事項というのを取りまぜまして内部で検討した結果、それを集約をいたしました。都の市長会の方に出して、市長会で福生市としてはこういうものについてこういうふうな要望をしたいということを申し上げております。これらの東京都の市長会が都の方に答申した内容とほとんど同じようなものです。ただ、細かく老人福祉についてはもう少し細かいと、児童手当についてはこうしてくださいというふうな細かいことを出してありますけれども、これはほとんど各市も同じようなことで出したんですけれども、それらはいわゆる補助金打ち切りをやめてください、ということを出しているものです。

それからそのほかにもそれぞれの担当部課では直接的な保育所については個々に窓口で折衝を持っております。たとえば私どもの関係ですと都の

振興交付金について、あるいは振興基金についてどうしてください、ことを通常要望いたしております。それはそれなりに各自の事業と関連をいたしまして独自で東京都と折衝を進めております。

それから基本的な事項については東京都の市長会を通じて行っておりますけれども、個々の問題についてはそれぞれの担当部課で、その担当局と密に接点連絡を取って補助金の獲得をいたしております。

○市民部長（金子国利君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

確かに遅かったというふうに解釈されますけれども、この問題については根本的には不法占拠を排除すべきということを基本的な考え方で長年来やってきたと思うんです。したがって、それと同時にやはり福生市としてはいさ——煙の問題です。これが一番影響してきたわけですが、そういう観点から秋川市に働きかけ、あるいは多摩に害事務所にも働きかけ、基本的には福生市が基本的にやるんでなくて、やはり行政区域内が、区域のところであるわけですから、秋川にお願いしたりしてきたんですが、その後合意をしまして、今回の遅いですが、ここに対策協議会を開いて実施したわけでございます。いずれ